

第3次千葉県住生活基本計画（案）

基本的施策 一覧

★印：早期に県が取り組むべき施策

目標	施策の方向性	基本的施策
目標1 若年・子育て世帯、高齢者等が安心して暮らせる豊かな地域社会の実現	(1) 若年・子育て世帯が安心して暮らせる地域社会づくり	
	① 子育てに適した住宅の供給誘導	★ 子育て世帯向けの住まいの指針や認証制度等の創設の検討 一定期間の家賃減免を行うなど、一定の質が確保された「地域優良賃貸住宅」の供給の促進 公営住宅における子育て世帯の優先入居の検討
	② 子育て支援サービスの充実と情報の発信	★ 子育て支援関係部局や民間事業者等と連携した子育て支援情報の発信 公的賃貸住宅の空きスペース・余剰地を活用した子育て支援施設整備の推進
	③ 若年・子育て世帯に向けた住宅相談・住み替え支援の充実	★ U/Iターンや持家取得への支援、都市再生機構や住宅金融支援機構などにおける近居等への取り組みの周知等による三世帯同居、隣居・近居の推進 住宅取得やリフォームに関する相談や住宅・子育て支援サービスに係る情報を一元化して提供できる窓口の設置検討 市町村、不動産関係団体、建築関係団体等と連携した住宅取得やリフォームに関する相談・助言体制の整備の推進
	(2) 高齢者が安心して暮らせる地域社会づくり	
	① 高齢者が安心して住まえる住宅の確保	★ 特別養護老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の供給促進、指導の実施 住宅や住宅周りのバリアフリー化の推進 リフォーム事業者の育成やリフォーム事業者の情報の提供など、市場の環境整備の推進 公的賃貸住宅におけるシルバーハウジング、地域優良賃貸住宅の供給促進 空き家等を改修した高齢者向け住宅の供給の検討
	② 高齢期に適した住宅への住み替えの支援	★ U/Iターンや持家取得への支援、都市再生機構や住宅金融支援機構などにおける近居等への取り組みの周知等による三世帯同居、隣居・近居の推進（再掲） 市町村、不動産関係団体、建築関係団体等と連携した住宅取得やリフォームに関する相談・助言体制の整備の推進（再掲） ケアマネジャーなどとの連携による適切な住宅や施設等への住み替え支援の充実 高齢者の住み替えに関する情報提供の充実
	③ 高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくり—地域包括ケアシステムの構築等—	★ 健康福祉部局と連携した地域包括ケア関連事業の推進 事業成果の集約・情報発信による普及・啓発 高齢者が健康でアクティブな生活を送れるよう、市町村等の「生涯活躍のまち」などにかかる取り組みに対し、必要に応じて情報提供や相談等の支援 公的賃貸住宅の空きスペース・余剰地を活用した福祉拠点整備の推進
	④ 住生活関連サービスの促進	商工団体や商店街団体が行う買い物弱者対策への支援や、見守りサービスなどの普及にかかる取り組みの実施など、住生活関連サービスの促進
	(3) 住宅地等におけるエリアマネジメントの推進	
	① 地域による居住地管理の推進	★ 道路・公園等の日常的な管理に係るアダプト制度の導入の推進 街区公園等の運営管理への指定管理者制度等の導入の推進 居住地管理に関わる県内の先進的な取り組みに関する情報の収集・発信 地区計画・建築協定等や任意のルールづくりの促進
	② 住宅地等の再生に向けた取り組みの推進	★ 集合住宅団地（都市再生機構が開発した大規模団地等）における管理組合等への支援等による団地再生や維持保全への取り組みの促進 計画的に開発された郊外住宅地における良好なコミュニティの継承や、良質な住宅・住環境の保全を図る取り組みの促進 農村・漁村集落における豊かな自然環境等の地域資源の活用 緊急車両の通行・災害時の避難路の確保等の環境改善への取り組み

目標	施策の方向性	基本的施策
目標2 住宅セーフティネットの確保	(1) 住宅確保要配慮者に対する適切な住宅の確保	
	① 公的賃貸住宅ストックの有効活用	★ 既存公営住宅ストック有効活用、老朽化ストック等の再編等 公平かつ適切な入居管理の推進 公的賃貸住宅等のうち比較的低家賃住宅を高齢者等の入居を拒まない住宅として情報提供
	② 民間賃貸住宅を活用した居住の安定確保	不動産事業者、賃貸住宅所有者と連携した、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進 「居住支援部会（協議会）」での住宅確保要配慮者が適切な住宅に住むために必要な対応策等の検討
	③ 居住支援の充実	★ 「居住支援部会（協議会）」での居住支援の充実への取り組みや、生活支援サービスと一体となった住まいの供給の推進に向けた検討
	(2) 災害発生時の被災者に対する住宅の確保	
	① 被災者に対する迅速な一時的住宅の提供	★ 県内関係団体との連携による災害発生時の応急仮設住宅等の供給体制の整備 市町村と連携した災害発生時の応急仮設住宅建設候補地の確保
	② 被災建築物等の応急危険度判定等による住宅・宅地の安全性の確認	建築関係団体との連携による災害発生時に住宅・宅地の安全性を迅速に確認するための体制づくり
	③ 被災者等に対する恒久的住宅への移行支援	応急仮設住宅から民間借家等への移行支援策の検討 金融関係団体と連携した住宅復旧支援体制の整備の推進
	(1) 良質な住宅の供給促進と住宅性能の確保	
	① 良質な住宅の供給の促進	★ 防犯性や省エネ・省CO ₂ 性に優れているなど、特徴的で良質な住宅供給の推進 特徴的で住宅性能が優れている住宅地の整備について、公共施設の跡地等遊休地活用の検討 住宅用省エネルギー設備の導入など、地球環境に配慮した住宅の供給に向けた取り組みの推進 住宅金融支援機構による支援策の周知等、関係団体との連携による良質な住宅の普及方策の検討
	② 長期優良住宅の普及の促進	住宅生産者等と連携した長期優良住宅の建設の促進。県民への周知・普及
	(2) 適切な維持管理とリフォームによる質の向上	
	① 住宅の安全性の向上	耐震診断・耐震改修に関する各種支援制度の周知・普及 住宅の安全性や性能向上等に関する相談窓口の開設や各種支援制度の周知・普及
	② マンション管理の適正化・再生事業への支援	★ 市町村が行うマンションの管理組合を対象としたマンション管理の適正化・再生に向けた取り組みの普及・周知 関係団体との連携による、上記の取り組みが未実施の市町村を対象とした相談窓口の設置やセミナー等の開催
	③ 民間賃貸住宅の適切な管理の促進	不動産事業者や住宅所有者への維持管理やバリアフリーリフォーム等の情報提供
④ 住宅リフォーム環境の整備	★ 「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」によるリフォームに係る情報提供・相談窓口の充実や、リフォーム事業者の育成等	
⑤ 住教育の推進	広報誌やホームページによる住生活情報の提供やセミナーの開催 学校教育現場での住生活向上に資する教育の推進	
(3) 空き家の利活用と適切な管理の推進		
① 空き家の利活用の推進	★ 空き家の実態把握等の支援や利活用事例の情報収集・周知 地域特性に応じた空き家の利活用方策の検討	
② 空き家の適切な管理と不良ストックの除却	★ 空き家の所有者等による適切な管理を促す取り組みの推進 不良ストックの除却に向けたガイドライン等の作成や運用支援	
③ 田園居住や二地域居住の推進	市町村やNPO等との連携による住み替え支援 住み替え後の定住支援	

目標	施策の方向性	基本的施策
目標4 多様な居住ニーズに応じた住宅市場の環境整備	(1) 既存住宅の流通・活用の促進	
	① 既存住宅の流通促進	★ 不動産関係団体との連携による「住宅履歴情報の蓄積・活用の指針（国）」の普及・周知 既存住宅の第三者検査制度や売買瑕疵保険の普及・周知
	② 高齢者の住み替え支援	JTIのマイホーム借り上げ制度の活用 住み替え型リバースモーゲージ制度の普及・啓発 市町村や不動産事業者による高齢者の住み替えに関する相談・助言体制づくりの支援
	③ 田園居住や二地域居住の推進（再掲）	市町村やNPO等との連携による住み替え支援 住み替え後の定住支援（再掲）
	(2) 賃貸住宅市場の環境整備	
	① 賃貸借のトラブルへの対応	賃貸住宅オーナーの契約・維持・管理に対する意識啓発活動への支援
	② 住宅確保要配慮者への対応	不動産事業者、賃貸住宅所有者と連携した、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進（再掲） 「居住支援部会（協議会）」での住宅確保要配慮者が適切な住宅に住むために必要な対応策等の検討（再掲）
	③ シェア居住等新たな住まい方への対応	★ シェア居住について、トラブル防止や、良質な住まいの提供と健全な運営を誘導するためのガイドライン等の作成の検討
	(3) 住まいの情報提供・相談窓口の充実	
	① 住まい・まちづくりに関する情報提供	住まいや住生活関係サービス等の各種情報の一元的発信等による、住まい・まちづくり情報提供の充実
	② 地域における相談体制の整備	市町村への相談窓口の設置や関係団体との連携による相談会、セミナーの開催など、地域における相談体制の充実
	(4) 住生活産業の活性化と担い手の育成	
	① 住宅における県産木材利用の促進	県産木材を一定量以上使用した木造新築住宅の建築費助成 「ちばの木」の認証制度や工務店等の認定制度等の周知・普及 サンブスキ等の県産木材を活用した家づくりの推進
	② 良質な住宅確保のための担い手の育成	リフォーム事業者向けの講習会の実施や、「既存住宅インスペクション・ガイドライン」に準拠した講座の周知等の取り組みの推進
	③ 住生活関連サービスの促進（再掲）	商工団体や商店街団体が行う買い物弱者対策への支援や、見守りサービスなどの普及にかかる取り組みの実施など、住生活関連サービスの促進（再掲）
目標5 良好な居住環境の形成	(1) 安全・安心な居住環境の形成	
	① 災害に対する安全性の確保	「ちば地震被害想定ホームページ」による、地域の災害リスク情報の周知・啓発等 住宅市街地に係る浸水、土砂災害、津波・高潮対策等の推進 緊急輸送道路の沿道の建築物の実態把握や、所有者等への啓発などによる、耐震化の促進 大規模盛土造成地の位置と規模を把握する調査の実施による宅地所有者への情報提供
	② 密集市街地の安全性の確保	密集市街地における、市町村・住民との連携による地震・火災の被災の解消や被災に向けた事業の推進
	③ 犯罪の起こりにくい環境整備	地域住民、市町村、関係機関との連携による地域の防犯体制の向上等に係る取り組みなどの実施 防犯優良マンション・アパート認定制度や防犯優良駐車場認定制度等の周知・普及
	④ 市街地におけるバリアフリーやユニバーサルデザインの推進	「千葉県福祉のまちづくり条例」や「ユニバーサルデザイン整備指針」の基準に基づいた施設等の整備の推進
	(2) 個性ある美しい住宅市街地の形成	
	① 地域の文化や歴史を活かした街並みの保全	★ 街並み環境整備事業等の導入による歴史的な様式の住宅や街並みの保全 地区計画、建築協定、景観計画等の活用によるまちづくり・景観づくりの促進
	② 環境に配慮したまちづくり・景観づくり	環境負荷に配慮した住宅市街地の形成のための取り組みの推進 都市の緑の保全・創出の推進
	(3) コンパクトな居住構造の形成	
	① 駅周辺や地域拠点、中心市街地などの活性化	★ 駅周辺や地域拠点などに生活サービス機能を集約させることによる、コンパクトな居住構造の形成の推進 駅前や中心市街地にある空き家活用による、まちなか居住の促進